

令和3年4月28日

保護者各位

宮崎県立農業大学校
校長 戸 高 朗

ゴールデンウィーク（5/1～5/5）期間中の行動について（お願い）

新緑の候 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、「緊急事態宣言」が大都市圏を中心に発令され、各都道府県で行動自粛要請がなされる事態となっております。

本校においても、日常より学生に対して感染防止対策の徹底をお願いしているところで

す。
今回、このような状況を考慮し、ゴールデンウィーク中に県外に出る学生に対しまして、下記のような手続きを取らせていただきたいと思いますと考えております。

つきましては、感染拡大を防止し、校内での発生リスク軽減と学習の継続のため、皆様のご協力をお願いいたします。

記

I 全学生に関わること

1. できるだけ県外（特に宮崎県が定める往来自粛の対象地域（感染拡大地域等））にはいかない。
2. 宮崎県が示す大型連休中の要請を徹底する（別紙1）。
3. 接触確認アプリ（COCOA）を必ずインストールすること。
4. 学生はこれまでと同様に検温及び健康観察を実施し、記録すること。
 - (1) 5月5日から19日までの授業日は毎朝職員が、休日は学生が検温・記録を実施する。
 - (2) 学生は5月1日から5日まで、8日、9日、15日及び16日の検温・記録データを学校に提出する。

II 期間中県外を往来した学生への対応

1. 対象 期間中宮崎県外に出る学生
2. 手順
 - (1) 県外に出る場合は、4月30日までに旅行届を提出する。
 - (2) 県外往来者は、特に感染症対策を徹底する。
 - (3) 県外を往来した学生への対応
 - 宮崎県が定める往来自粛の対象地域（感染拡大地域等）への往来者
 - ・対象地域は期間中変更することがあるため、「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」を随時確認すること。
 - ・発熱や咳などの症状がある場合は、速やかに医療機関に相談し、医療機関の指示に基づき行動するとともに、本校にその旨を連絡すること。
 - ・症状がない場合は、次の①又は②のいずれかを実施すること。
 - ① 宮崎県に戻ってから7日間、健康観察を行うこと。
 - ・健康観察は、県内に実家等がある場合はそちらで、実家等がない場合は、農業総合研修センター又はホテル（以下「研修センター等」という。）で実施する。なお、研修センター等の滞在費用は全額自己負担とする。
 - ・健康観察期間中の授業は欠席扱いとする。なお、欠席等により受講できなかった授業については、後日、補習等により補完する。
 - ・7日間の検温及び健康観察の記録を学校に提出し、本校保健担当職員によるヒアリングを受診後、登校可否を判断する。

- ② 宮崎県に戻ってきてから PCR 検査（自費検査）を受検し、陰性を確認すること。
- ・宮崎県内の PCR 検査（自費検査）が受検できる医療機関は別紙 2 のとおり。
 - ・検査の結果が判明するまでの間は、研修センター等で健康観察を行うこととし、その間の滞在費用、授業の取扱いは①と同様とする。
 - ・陰性の結果をもって登校及び入寮を可能とする。

○宮崎県が定める往来自粛の対象地域（感染拡大地域等）以外の県外への往来者

- ・I の 4 で提出する 5 月 1 日から 5 月 5 日までの検温及び健康観察の記録をもとに、本校保健担当職員によるヒアリングを受診後、登校可否を判断する。